

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情への回答

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》【社会福祉課】

生活実態を的確に把握し、低所得者の経済的な自立と生活意欲の助長を図るとともに、生活保護制度、国民健康保険制度、福祉医療制度、介護保険制度等の適正な運営に努めます。

《回答》【高齢福祉課】

法令に従い各種の社会保障制度を運営するとともに、自治体の裁量による範囲の施策においては、その充実に努めます。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。

《回答》【財政課】

国も地方も膨大な借金を抱えた財政状況、先行き不透明な経済状況、進む少子高齢化を考えた場合、財源不足が今後ますます拡大するのは明らかです。

それ故、地方分権、交付金事務の軽減、補助金の一括交付金化による補助金総額の削減の流れ等から、国から地方に配分可能な財源があれば、責任・裁量を地方に任せることとし、国・県の関与を小さくする地方交付税化、一般財源化していただきたいと考えています。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

《回答》【総務課】

現在のところ導入の予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》【高齢福祉課】

低所得者対策として、所得段階区分が第1段階から第3段階に該当する方で、生活保護基準に相当する世帯に属している方については、減免を行っています。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》【高齢福祉課】

国の施策どおり行います。

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

《回答》【高齢福祉課】

厚生労働省の通知に従っていきます。また、その周知に努めます。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》【高齢福祉課】

介護保険事業計画等に従い施設整備を進めていきます。

本年度、認知症高齢者グループホームを2施設整備予定。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》【高齢福祉課】

本市において、介護職員を対象にした研修を年2回実施しています。また、地域包括支援センターにおいて、部門別の介護職員を対象に定期的な会議、研修を実施しています。

(2)高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》【高齢福祉課】

利用者の状態をアセスメントしながら、適正な配食数を決めて提供しています。

自己負担は、1食当たり行政助成200円を減じた後の、個人負担金は、サービス事業者により300円から640円で、8社のサービス事業者から個人が選択していただけるようになっています。

市が委託している団体が「ふれあい食堂」を週1回開催。また、他のボランティアグループも同様の事業を展開しています。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

《回答》【高齢福祉課】

安否確認の施策…民生委員の協力による高齢者状況調査、及び見守り活動事業の展開
緊急通報システムの福祉サービス

買い物等の生活支援…軽度生活援助(要介護認定者以外で生活援助が必要な虚弱高齢者へのホームヘルプ)の実施

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

《回答》【高齢福祉課】

外出支援サービス…要介護者の方で、ショートステイ等で利用している施設からの送迎が行われないときに、移送車両の手配を行います。

地域巡回バス…コミュニティバス（きたバス）による市内巡回。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

《回答》【高齢福祉課】

地域ふれあいサロン…閉じこもり予防のため、創作活動、レクリエーション等を15会場で実施。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

《回答》【高齢福祉課】

人にやさしい住宅リフォーム事業…要介護者や身体障害者等の方が行う住宅リフォームに対し、費用の一部を助成（介護保険等のリフォーム費用控除後の費用に対し、15万円を限度に給付。その他要件あり）

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》【高齢福祉課】

要介護1から要介護3の方を「障害者」として、また要介護4、要介護5の方を「特別障害者」として、認定書を発行しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》【高齢福祉課】

毎年1月号の広報に関係記事を掲載して周知するとともに、確定申告用の保険料額のお知らせを送付する際に、障害者控除対象者認定について記載することにより、個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

《回答》【国保医療課】

ひとり暮らしで非課税者は、対象として助成しています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

《回答》【国保医療課】

後期高齢者医療制度に基づき、広域連合の統一的運用基準により資格証明書の発行を行います。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》【国保医療課】

愛知県後期高齢者医療広域連合の運営に基づき、助成適用の対象外としています。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》【国保医療課】

親としての責任と行政の協働が大切であると考え、医療費の一部助成を行っています。無料化することが本当に福祉の向上につながるのか、今後見極めていきます。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

《回答》【健康課】

平成22年2月から妊婦健診は、14回に拡大しています。国の補助金は平成22年度までとなっており、仮に平成23年度補助対応されたとしても将来的には市の全額持ち出しとなることも踏まえると、財源確保が厳しい現時点では産後健診への補助は大変難しい現状です。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

《回答》【学校教育課】

生活保護基準額の1.4倍以下の世帯につきましては、近隣の市町の状況を見て検討していきます。

市町村の窓口受け付けは、要望どおり実施しています。また、申請手続きに民生委員の証明も必要としていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》【学校教育課】

学校給食費は、学校給食法第11条の規定により給食に係る材料費については、保護者の負担とすると規定しています。しかし、教育の一環と考えると補助制度の方法もありますが、財政困難のおり現時点では考えていませんので、ご理解をお願いします。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

《回答》【国保医療課】

国保財政の安定化を図るため、広域化等支援方針が示され、愛知県においても広域化連携会議が開催されています。税率や収納率等様々な課題があり、環境整備に一定の期間が必要であるため県に対して現状を伝えていきます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

《回答》【国保医療課】

市長選挙での市長マニフェストで公約した国保税10%減税で、低所得者に配慮し、応益割を中心に税率を引き下げました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

《回答》【国保医療課】

国の基準どおり行います。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》【国保医療課】

減免制度の拡充の予定はありません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》【国保医療課】

現行基準どおり行います。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》【国保医療課】

資格証明書は発行していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

《回答》【国保医療課】

給付制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があって分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

《回答》【国保医療課】

随時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた対応をしています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》【国保医療課】

随時、納税相談を実施し、納税者の実情に応じた対応をしています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

《回答》【国保医療課】
実施予定はありません。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

《回答》【国保医療課】

本市では自立支援医療を利用している方（受給者証所持者）に対して、自己負担額を助成しています。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者（児）本人（個人単位）としてください。

《回答》【国保医療課】

本市では障害者医療（精神通院）助成について、収入による助成の可否判定は行っていません。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

《回答》【社会福祉課】

本市では地域生活支援事業開始当時から無料にて実施しており、それに対応した予算措置を行っています。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

《回答》【社会福祉課】

国の施策どおり行います。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

《回答》【社会福祉課】

本市における障害者程度区分認定については、本人の状況、家族の状況、本人が利用したい事業を考慮し、本人の状況に合わせ認定審査会に諮り認定を行っています。

また、サービス利用の制限については、福祉サービスを利用する方全員がケアプランを作成する体制として実施しているため、本人の状況、家族の状況、本人が利用したい事業を考慮したうえで、必要に応じサービス量を勘案しています。

②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

《回答》【社会福祉課】

ホームヘルパーの増員については、国において報酬の引き上げや福祉・介護人材の処遇改善事業などが進められているため、国の施策どおり行います。

また、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備については、生活拠点となるグループホームやケアホームの誘致を目指し、市単独事業として、初年度備品補助や敷金礼金の補助を行い、施設の整備促進を図っています。

6. 健診事業について

- ★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

《回答》【健康課】

保険者が実施する特定健診については、平成22年度から無料になりました。市が実施するがん検診、歯周疾患については、無料にすることにより健診に対する責任感の低下を招き、健診が受けっぱなしになる傾向が高くなります。低所得者への配慮として生活保護、非課税世帯の方、70歳以上は無料で実施していることから、一律に無料にすることは現在のところ考えていません。

- ②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》【健康課】

市では、18歳～39歳までの方を対象に基本健診を実施しています。本年度は、自己負担金を1,300円から500円に減額しています。無料は、健診に対する責任感の低下を招き健診が受けっぱなしになる傾向が高くなります。生活保護、非課税世帯の方には、無料で実施していることから、一律に無料にすることは考えていません。

7. 予防接種について

- ★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

《回答》【健康課】

子宮頸がんワクチンについては、国の来年度予算に計上されました。その他のワクチンについては、他の自治体の状況を参考にしながら考えていきたい。

- ②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

《回答》【健康課】

市長会や党などへは、要望を提出しています。

8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》【社会福祉課】

生活保護制度については、法に基づき国の指導方針を踏まえ、北名古屋市福祉事務所の生活保護実施方針に沿って、生活保護の適正実施を図っています。

- ②就労支援や生活指導を個別にいていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

《回答》【社会福祉課】

生活保護制度については、法に基づき国の指導方針を踏まえ、北名古屋市福祉事務所の生活保護実施方針に沿って、生活保護の適正実施を図っています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。
- ⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。
- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。
- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。
- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。
- ②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

以上